

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード		届 出 番 号	(医療 D X) 第 号
-----------	--	---------	-----------------

(連絡先)

担当者氏名 :
電 話 番 号 :

(届出事項)

[医療 D X 推進体制整備加算 (加算 1 ～ 3 ・ 加算 4 ～ 6)]

の施設基準に係る届出

※今回届出をする事項について、() 内に該当するものを○で囲んでください。

[1-007]

☐ 当該届出を行う前 6 月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

☐ 当該届出を行う前 6 月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

☐ 当該届出を行う前 6 月間において、健康保険法第78条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

関東信越厚生局長 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 ☐ には、適合する場合「レ」を記入すること。

3 届出書は、1 通提出のこと。

医療 D X 推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

施設基準		
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求が実施されている	□
2	健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている	□
3	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制が整備されている	□
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている	□
5	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている	□
6	医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	□
7	医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている	□
8	前年（令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の延外来患者数のうち 6 歳未満の患者割合が 3 割以上である	□

〔記載上の注意〕

- 1 「4」については、令和 7 年 4 月 1 日以降に当該加算 1 ～ 3 を算定する場合に記載すること。
- 2 「5」については、令和 7 年 10 月 1 日以降に算定を開始する場合に記載すること。
- 3 「5」については、令和 7 年 9 月 30 日までの間に限り、「7」については、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。
- 4 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合について

は、この限りではないこと。

- 5 「8」については、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、医療DX推進体制整備加算3及び6のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのを「12%」とする場合に記載すること。